

亜鉛の排出基準強化の施行について



中央環境審議会の報告による全国的な「全亜鉛」の環境基準超過、その排出源の業種が多岐にわたっていることなどの背景により、平成 18 年 12 月 11 日に環境省及び国土交通省は、以下に示す 5 省令の亜鉛に係る基準を強化し、施行しました。

一律排水基準：2mg/l 以下

1. 該当法律

- ① 排水基準を定める省令（水質汚濁防止法）：平成 18 年環境省令第 33 号第 1 条
- ② 排水基準を定める省令（下水道法）：平成 18 年政令第 354 号
- ③ 海洋汚染防止法施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令：平成 18 年環境省令第 33 号第 2 条
- ④ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令：平成 18 年環境省令第 33 号第 3 条
- ⑤ 南極地域の環境保護に関する法律施行規則：平成 18 年環境省令第 33 号第 4 条

そして、平成 28 年 11 月 15 日に「水質汚濁防止法施行規則などの一部を改正する省令」が環境省より公布され、同年 12 月 11 日より施行されました。その結果、上記平成 23 年 12 月 11 日から適用されていた 3 業種における暫定基準について検討がなされ、下記の通りに見直されました。

2. 暫定基準

現時点においても一律排水基準に対応することが著しく困難な状況にあると認められる、以下の 10 業種のうち 3 業種においては、暫定基準が延長されています。

	暫定排水基準 (平成28年12月10日まで)	暫定排水基準 (平成33年12月10日まで)
① 金属鉱業	5mg/l	5mg/l
② 無機顔料製造業	一律排水基準	一律排水基準
③ その他の無機化学工業製品製造業	一律排水基準	一律排水基準
④ 表面処理鋼材製造業	一律排水基準	一律排水基準
⑤ 非鉄金属第一次製錬・精製業	一律排水基準	一律排水基準
⑥ 非鉄金属第二次製錬・精製業	一律排水基準	一律排水基準
⑦ 建設用・建設用金属製品製造業 (表面処理を行うものに限る)	一律排水基準	一律排水基準
⑧ 熔融めっき業	一律排水基準	一律排水基準
⑨ 電気めっき業	5mg/l	5mg/l
⑩ 下水道業 (①及び⑨に属する工場又は事業所から排除される下水を受け入れている下水終末処理施設を有するもので一定のものに限る。)	5mg/l	5mg/l

当社では亜鉛を含め、金属分析および排水分析に実績があります。今回の亜鉛基準強化への対策として、ぜひ一度ご相談下さい。詳しくは、当社 **環境分析部 竹下、清水（圭）（フリーダイヤル0120-01-2590 内線246、293）** までお気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査